

■耐震診断補助事業の流れ

1 事前の準備

- ・ 建築確認通知書等、住宅が建てられた当時の資料を準備してください。
- ・ 『誰でもできるわが家の耐震診断』（国土交通省住宅局監修）で、住宅の耐震性を把握してください（一般財団法人日本建築防災協会のホームページからダウンロードしてください）。
- ・ 補助の対象となるかを確認してください。
- ・ 耐震診断を行う「耐震診断士（建築士かつ指定の耐震診断講習会修了者）」を選定し見積もりを依頼してください。

2 補助金交付の申請

- ・ 以下の必要書類を揃え、建築指導課に申請をしてください。
申請書の提出期限は、その年度の 12月15日まで です。

<必要書類>

- ① 補助金交付申請書
- ② 耐震診断事業計画書
- ③ 案内図
- ④ 耐震診断に係る見積書の写し
- ⑤ 住民票の写し（申請者の住民登録について、市長が公簿等で確認することに同意している場合を除きます）
- ⑥ 当該建築物の登記事項証明書又は昭和 56 年 5 月 31 日（平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたことを証する書類の写し
- ⑦ 「耐震診断士」の耐震診断に関する講習の修了証の写し

- ・ 「代理受領」を選択する場合には、上の書類とともに、代理受領予定届出書及び委任状を提出してください。

※『代理受領』とは、補助を受けるかたが「耐震診断士」に診断費用を支払う際、その費用から、あらかじめ補助金額を差し引いた金額を支払う一方で、補助金相当額を市から「耐震診断士」に支払うものです。

- ・ 市において申請内容を審査し、補助金交付決定通知書を通知します。通知書交付後に工事を開始してください。なお、通知までに 2～4 週間程かかります。

裏面へ

3 耐震診断の実施

- ・「耐震診断士」による耐震診断を開始してください。
- ・耐震診断後、「耐震診断士」からの報告書について説明を受けましょう。

4 診断費用の支払い

- ・「耐震診断士」に診断費用を支払い、領収書を受け取ってください（「代理受領」を選択した場合には、耐震診断に要した額から補助決定額を差し引いた金額の支払いになります）。

5 実績報告書の提出

- ・以下の必要書類を揃え、建築指導課に提出をしてください。報告書の提出期限は、その年度の2月15日までです。

<必要書類>

- ① 耐震診断補助事業実績報告書
- ② 耐震診断の結果報告書（木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された診断表に相当するものを添付してください）
- ③ 耐震診断に要した経費に係る領収書の写し
- ④ 現地調査の写真
- ⑤ 壁や開口部の位置、寸法等が明示された補助対象住宅の図面で、次のいずれかに掲げるもの。ただし、ア及びイについては、現地調査の結果と相違していない場合に限る。
 - ア 建築確認を受けた際の確認済証に添付された図面
 - イ 住宅の設計者や工事施工者が作成した図面で、筋かいの位置や大きさが明記されているもの
 - ウ 現地調査結果平面図（②に添付されているものは、これに該当しません）

- ・市において、交付決定した内容と相違がないかを確認をし、補助金確定通知書を通知します。

6 補助金交付の請求

- ・建築指導課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・指定された口座に振込みをします。請求書は、その年度の3月10日までに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

- ・原則、電話やメールにて事前にご予約いただくとスムーズに対応出来ます。
- ・12:00～13:00は職員が少数となります。また月曜・金曜の昼前後は、窓口が大変混み合います。出来るだけこれらの時間帯を避けてのご利用をお勧めします。